

一部の美容医療で クーリング・オフが可能になりました

特定商取引法が改正され2017年12月1日に施行されました。

美容医療サービスのうち、脱毛、ニキビ・しみ等の除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の減少、歯の漂白等、特定の方法によるもので特定継続的役務提供の要件（提供期間：1か月超、金額：5万円超、治療内容・方法等）に当てはまる場合は、

一定期間内のクーリング・オフや

一定期間経過後の中途解約ができるようになりました。

中途解約では、事業者により解約料が決められている場合は解約料を支払う必要があります（事業者が請求できる解約料には上限があります）。



消費者庁イラスト集より



特定継続的役務提供とは、長期・継続的な役務（サービス）の提供をする取引のことで、エステティックサロン、一定の美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの7つのサービスが対象です。

アドバイス

- 美容医療サービスの中には、高額な契約になるものがあります。また、皮膚障害ややけどなどの危害も一定数発生しています。
- クリニックのホームページ等の記載をうのみにせず、他の医療機関や医療安全支援センター等で情報を収集し、クリニックや施術方法を慎重に選ぶことが大切です。
- 契約する内容を書面でしっかり確認し、十分に説明を受け納得したうえで、施術を受けるか決めましょう。
- 契約日当日に施術を急がされても応じずに、よく検討しましょう。
- 困ったときは、八王子市消費生活センターにご相談ください。

契約トラブルを生じやすい特定の7つの取引類型を対象にトラブル防止のためのルールを定めているのが特定商取引法です。

7つの取引類型とは、・訪問販売 ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供 ・訪問購入 ・連鎖販売取引 ・業務提供誘引販売取引とクーリング・オフができない通信販売があります。



契約をしたけれど、やっぱり
やめたいんですが・・・



クーリング・オフ（一定期間は無条件で解約できます）

◎ 正しく記載された書面（申込書面または契約書面）を受け取ってから以下の期間中は無条件で解約できます。

8日間	訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問購入
20日間	連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引

クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても解約ができる場合があります。
自分ひとりで抱え込まず早めに消費生活センターに相談しましょう。

※ 通信販売はクーリング・オフができません。返品特約（返品のルール）をよく確認してから購入を決めましょう。

（消費者庁ホームページより一部引用）

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分
- 相談日 ➤ 月曜日～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

*相談は無料、秘密は厳守します。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

- 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。
FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。

